

化粧品の容器包装に 関する環境配慮設計指針

解説編

2024年12月

日本化粧品工業会
サステナビリティ推進委員会

目次

はじめに	3
1. 環境配慮設計指針策定にあたっての要点	5
2. 化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針	8
2-1. 4R の分類(用語の定義)	8
2-2. 各項目の解説	9
2-2-1. リデュース/Reduce	9
2-2-2. リユース/Reuse	11
2-2-3. リユース、リデュース共通項目	11
2-2-4. リサイクル/Recycle	11
2-2-5. リニューアブル/Renewable	14
2-2-6. その他の環境配慮	15
3. 用語解説	16

はじめに

近年、環境問題への意識が急速に高まり、企業や消費者に対して持続可能な製品開発や消費行動を求める声が増加しています。化粧品業界においても例外ではなく、環境負荷を軽減し、持続可能な製品や包装を提供することが強く求められてきています。

こうした背景の中、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』(以下、プラ新法)が、2022 年 4 月 1 日に施行されました。

本法律では、プラスチック使用製品の設計に当たって、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項の 1 つとして、「製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守」があります。具体的には、①業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施すること、②プラスチック使用製品製造事業者等は、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めることとされています。

そこで、日本化粧品工業会(粧工会)サステナビリティ推進委員会 容器包装部会では、容器包装部会タスクフォース(容器包装 TF)を立ち上げ、2016 年に策定された「化粧品業界における容器包装の環境配慮に係る自主行動計画」を見直し、2022 年に新たに「化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針」を策定しました。

<https://www.jcia.org/user/approach/sustainability/packaging>

本化粧品指針は、プラ新法の「プラスチック使用製品設計指針」で設定されている(1)構造、(2)材料に関する項目を参照しており、化粧品の容器包装における環境配慮設計の推進を通じて、環境負荷の削減や持続可能な資源利用を促進することを目標としています。この指針の策定により、化粧品企業は環境配慮設計を積極的に取り入れ、製品開発や包装設計の段階から環境負荷を最小化し、製品の持続可能性を高めることが期待されます。

化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針

リデュース (Reduce) 材料削減の推進	リユース (Reuse) 再使用の推進	リサイクル (Recycle) 再資源化の推進	リニューアブル (Renewable)		その他の環境配慮
			リサイクル材料 使用の推進	再生可能資源 への代替	
【全材料共通】 ① 軽量化・薄肉化の推進 ② 包装の簡素化の推進 ③ 詰替え・付替え製品の普及による材料の削減 ④ 内容物のコンパクト化による容器材料の削減 ^{※1} ⑤ 直接の容器 ^{※2} 内の不要な空間削減の推進 ⑥ 各自治体の定める適正包装に関する条例、および化粧品公正取引協議会の化粧品適正包装規則 ^{※3} の遵守 【全材料共通】 ① 詰替えやすさ、付け替えやすさの向上（開封のしやすさ、詰め替え時間の短縮、注ぎやすさ、等）	【全材料共通】 ① 詰替え・付替え製品の普及による本体容器 ^{※4} の再使用の推進	【全材料共通】 ① お客様による部品の分離および洗浄が容易な構造の推進 【プラスチック^{※5}】 ① リサイクル識別マークの材質表示 ^{※6} の推進 ② リサイクル適性を重視した素材選定の推進(単一素材化 ^{※8} 、複合素材 ^{※9} 、複合材質 ^{※10} の易分離化、等) ③ 再資源化後の材料の安全性担保のために、内容物に接触しない部品においても人への安全性に影響のない材料の使用を推進する(食品接触対応材料、等) 【ガラス】 ① ガラスびん3R促進協議会の定める「3Rのためのガラス容器自主設計ガイドライン」 ^{※11} に準じる	【全材料共通】 ① 再生材 ^{※12} の使用比率の向上	【プラスチック】 ① バイオマスプラスチック ^{※13} の利用	【全材料共通】 ① 中身を最後まで使い切れる容器の利用 【紙】 ① 非木材紙 ^{※14} やFSC(森林管理協議会) ^{※15} 等の認証紙の利用 【金属】 ① エアソール製品にガス抜きキャップ ^{※16} を装着することにより、収集・処理の安全化と再資源化の推進

このたび、本指針の化粧品業界・企業へのより一層の理解と普及を切に願い、解説編を作成しました。本解説編が、化粧品業界全体での環境に配慮した容器包装の設計・開発を推し進め、環境負荷の削減やリサイクルの促進への一助となれば幸いです。

【作成】サステナビリティ推進委員会 容器包装部会 部長： 松本 州平 委員： 伊藤 健司 大鐘 新也 北村 和彦 小磯 晶子 金銅 哲也 清水 順 末武 照彦 瀬戸 洋一 竹内 伊織 谷口 聖一 土田 雄太郎 富田 雅数 福山 勝実 宮川 太郎 吉田 俊一

1. 環境配慮設計指針策定にあたっての要点

容器包装 TF では、化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針として押さえるべきポイントとして次の 3 点を議論・整理した上で、指針を策定しました。

- ・ 化粧品における基本・特有機能を考慮しながら、環境に配慮した設計を進める
- ・ 優先すべき大目標・行動指針を明確にし、業界全体で取り組む方針を示す
- ・ 個別要素の精査や表現を工夫する

1 つ目に、容器包装の基本機能(中身保護、保存安定性、消費者コミュニケーション、流通適合性、使い易さ)に加え、業界が発展するために失ってはならない特有機能として、商品力(価値、魅力・満足感)や安全性の確保、そしてブランドとの親和性があります。さらに、容器包装 TF が重視した点として、以下の 4 点を示します。

● 安全性の担保

環境配慮素材(リサイクル素材・バイオマス素材など)を含むあらゆる素材の安全性を担保すること

● 意匠性・デザイン性・自由度の確保

品質・信頼感の形成、およびユニバーサルデザインの創出を阻害しないこと
イノベーション・技術開発を阻害しないこと

● 持続性・包含性

会員誰もが取り組み可能な目標を設定すること
消費者を巻き込んだ行動計画

● グローバル視点

海外規制・ガイドラインとの整合を図ること

2 つ目は、優先すべき大目標・行動指針を明確にし、業界全体で取り組む方針を示すことです。『化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針の概要』(図 1)は、持続可能な社会を実現するための概念であり、システム全体のサイクルを示しています。この概念図は、これまでの線形経済モデル(リニアエコノミー)から循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を示しています。線形経済では、資源の採取、製造、使用、廃棄といった一方向の流れがありますが、循環経済では資源を循環させることで、持続可能な社会を実現しようとしています。

このサイクルにおける最も重要なポイントは、企業側が社会に投入するあらゆる資源を最小化すること(広義でのリデュース/Reduce)です。動脈側(IN)の流れとして、製造・消費の段階で資源が使われて製品が作られ、それらが消費者に提供されます。すなわち、資源の効率的な利用が求められ、使用資源の最小化(狭義でのリデュース/Reduce)が最も優先される肝要なアプローチであり、次いで製品の再利用・寿命の延長(リユース/Reuse)、石油由来のバージン資源の代替(リニューアブル/Renewable)をすることにより、無駄を減らして環境負荷の軽減を実現します。

一方、静脈側(OUT)の流れとしては「資源のリサイクルの促進」が挙げられます。設計の段階からリサイクル適性を高めることで、社会から返ってくる資源を最大化し、再製品化・再利用、リサイクルを通じて、資源の持続可能な利用を実現します。

以上のように、持続可能な循環経済の実現に向けた大目標・行動指針を明確に示すことで、業界全体での取り組みが促進されることを期待しています。

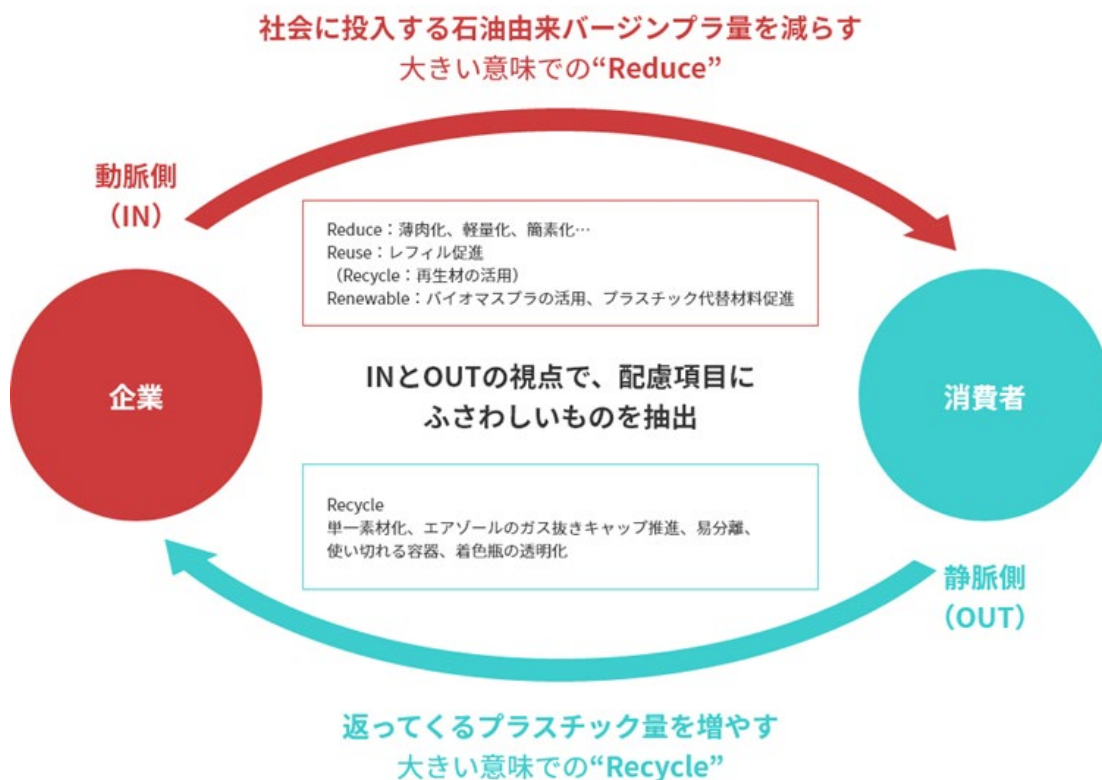


図 1. 化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針の概要

3 つ目として、個別要素の精査や表現の工夫を行いました。まず、表現や言い回しは最新のものを使用し、説明が必要な用語に関しては巻末に用語集として掲載いたしました。また、本指針を推進するにあたり障壁となりうるトレードオフの関係にある項目(コスト上昇・外観への影響・環境配慮素材の安定調達と安全性など)を整理し、それらを踏まえながらも実現可能な行動計画の策定を目指しました。

以上の3点を業界標準のポイントとして押さえながら、環境配慮設計指針を策定しました。次章からは、策定した「化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針」の各項目について具体的に解説します。

2. 化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針

2-1. 4R の分類(用語の定義)

4R の用語の定義に関しては循環型社会形成推進基本計画や9省庁合同発表されたプラスチック資源循環戦略などを参考に下記のように定義しました。再生プラの活用については、従来リサイクル/Recycle に分類されることもありましたが、ここでは、「代替材料や再生資源の活用」といった事項に含まれると考え、リニューアブル/Renewable の分類として定義しました。

リデュース/Reduce

- ・ 廃棄物等の発生自体を抑制すること。
＜引用元:循環型社会形成推進基本計画 平成 30 年 6 月＞
- ・ 発生抑制
＜引用元:環境省 循環型社会白書 用語解説 平成 17 年版＞

リユース/Reuse

- ・ いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること。
＜引用元:循環型社会形成推進基本計画 平成 30 年 6 月＞
- ・ 再使用
＜引用元:環境省 循環型社会白書 用語解説 平成 17 年版＞

リサイクル/Recycle

- ・ 廃棄物等を再利用すること。
原材料として再利用するマテリアル・リサイクル(再生利用)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル(熱回収)があります。
＜引用元:環境省 循環型社会白書 用語解説 平成 17 年版＞

リニューアブル/Renewable

- ・ 代替可能性が見込まれる容器包装・製品等について、その機能性を保持・向上した再生材やバイオマスプラスチック等の再生可能資源に代替すること。
＜参照元:プラスチック資源循環戦略 令和元年 5 月 31 日＞

2-2. 各項目の解説

2-2-1. <リデュース/Reduce>

材料削減の推進として、下記の 6 項目を策定しました。これらは容器包装の素材によらず共通の項目です。

① 軽量化・薄肉化の推進

材料・部品、さらには製品全体として、できるだけ容器包装に使用する材料を少なくすること等を検討してください。

② 包装の簡素化の推進

製品自体の保護や運搬・輸送時における効率化等を目的とすることが多い包装に関して、その目的の達成を維持しながら、過剰な包装を抑制することを検討してください。

③ 詰替え・付替え製品の普及による材料の削減

容器材料の使用量が少ない詰替え製品や、ディスペンサーやホルダーなどの再使用が可能な部品を再使用する付け替え製品の普及を推進してください。

④ 内容物のコンパクト化による容器材料の削減^{※1}

中身を濃縮したり、剤形を変えたりすることで、製品を小型化することにより、一回使用量当たりの容器材料重量を削減することを検討してください。

⑤ 直接の容器^{※2}内の不要な空間削減の推進

化粧品公正取引協議会が定める「化粧品の適正包装規則」に沿った製品設計を行ってください。外容積に対する内容物体積の割合は 40%を下ってはなりません。かつ、40%を下らない場合であっても、なお容器の形態または材質等に応じて適正な割合でなければなりません。ただし、次に掲げるものについては 30%以上とすることができます。

- ・ プレス製法又はプレスアンドブLOW製法によるガラス製の容器及び成型技術上二重成型が必要なプラスチック容器であって、何れも内容量が 40 グラム以下のもの
- ・ 容器の形態上肉厚となることがやむを得ないものであって、次の図に示すような容器(類似するものを含む。)であるもの



また、次に掲げるものは前述の基準の数値は適用されませんが、過大容器とならないよう十分注意する必要があります。

- ・ 香水、オーデコロン類であって、特殊な形態にデザインされた容器が用いられているもの
- ・ メイクアップ化粧品類(口紅、眉目頬化粧料、美爪料、おしろい、ファンデーション等)
- ・ その他内容量が 30 グラム又は 30 ミリリットル以下の小型化粧品

⑥ 各自治体の定める適正包装に関する条例、および化粧品公正取引協議会の化粧品適正包装規則^{※3}の遵守

⑤で触れた直接の容器の不要な空間削減と共に、外部の容器(二次包装)と直接の容器との間に不必要な空間がないように、各自治体の条例や化粧品適正包装規則に沿った製品設計を行ってください。

2-2-2. <リユース／Reuse>

① 詰替え・付替え製品の普及による本体容器※4の再使用の推進

耐久性の高い部品の使用等により製品全体の耐久性を高め、かつ、詰替え・付替え製品を提供することにより、本体容器の長期使用化、長寿命化を検討してください。CO2削減への貢献という点での環境配慮となることから、詰替え・付替えはプラスチックに限らず、全材料共通とします。

2-2-3. <リユース、リデュース共通項目>

① 詰替えやすさ、付替えやすさの向上

(開封のしやすさ、詰替え付替え時間の短縮、注ぎやすさ、等)

詰替え・付替えの作業性を向上させることで詰替え・付替え製品の使用率の向上を推進してください。使用率の向上は、リユース・リデュースに繋がっていくため、どちらの項目にも関連する設計指針として設定しました。

2-2-4. <リサイクル／Recycle>

リサイクルの欄には再資源化の推進、すなわちリサイクルしやすくするための指針を記載しています。前述のとおり旧来リサイクルの内容として扱われることの多かったリサイクル材料使用の推進に関しては Renewable へ移行しました。

本指針の化粧品業界・企業へのより一層の理解と普及および、リサイクルのさらなる推進のため、全材料共通の指針やガラスの指針に加えて『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』に則った「プラスチック」に特化した方針も設定しました。

2-2-4-1. 【全材料共通】

① お客様による部品の分離および洗浄が容易な構造の推進

“お客様による”といった文言を加えることで主語が誰か(事業主なのか、リサイクラーなのか、消費者なのか)を明確化しました。また、日本容器包装リサイクル協会が消費者へ向けて推奨している、使用済み容器の廃棄時の、材料毎の分別および中味の洗浄を実施しやすい構造を化粧品業界として推進するために、“部品の分離”、“洗浄が容易”といった内容を盛り込んでいます。

(参考)日本容器包装リサイクル協会発信内容

分別排出時の注意点

汚れたままではダメ！

「洗う（中の汚れを落とす）」
「取る（材料別に分ける）」
「つぶす（運びやすく）」 がポイント。



Point

みなさんは、以下の点に注意して出してください。

- ・地域のルールに従って出す
- ・なるべく使い切る
- ・ササッと水洗い
- ・ラベルやキャップは別にする
- ・識別マークに従って分ける
- ・缶やPETボトルはつぶす



引用元: [分別排出時の注意点 | 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会](https://www.jcpa.or.jp/consumer/notes/tabid/165/index.php)

([jcpa.or.jp](https://www.jcpa.or.jp))(<https://www.jcpa.or.jp/consumer/notes/tabid/165/index.php>)

2-2-4-2. 【プラスチック^{※5}】

① リサイクル識別マークの材質表示^{※6}の推進

経済産業省が発行している容器包装の識別表示パンフレット^{※7}に記載のとおり、容器包装リサイクル法と資源有効利用促進法が定める識別表示義務に則り、消費者の分別排出を容易にし、市町村の分別収集を促進するため、“リサイクル識別マークの材質表示の推進”を設定しました。

② リサイクル適性を重視した素材選定の推進(単一素材化^{※8}、複合素材^{※9}・複合材質^{※10}の易分離化、等)

2022年4月1日に施行された『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』における「プラスチック使用製品設計指針」に則った設計方針として、リサイクルの推進並びに、消費者の分別排出を容易にし、市町村の分別収集を促進します。複合素材・材質の定義は「資源有効利用促進法」に記載のとおりです。

③ 再資源化後の材料の安全性担保のために、内容物に接触しない部品においても人への安全性に影響のない材料の使用を推進する(食品接触対応材料、等)

内容物が接触する材料は、科学的な評価に基づき安全性を担保するべきであり、使用するプラスチックは、部位を問わず再資源化が可能なものが望まれます。また、再資源化後の安全性も担保すべきです。よって、化粧品業界全体として資源循環を推進するにあたっては、回収源となるプラスチックは全て、安全性が担保されていることが必要との結論に至りました。

本項目を設定するにあたって議論したポイント3点を以下に付記します。

- ・ 法定基準を定めるべきか、義務とすべきか
→規制強化によって資源循環の入口をやみくもに厳しくすべきではない
- ・ 再生プラの安全性確保のためにはバージンプラの安全性確保は必須
→再生プラもバージンも、安全性は同等であるべき
- ・ 誰に対する安全性か
→生活者

2-2-4-3. 【ガラス】

① ガラスびん3R 促進協議会の定める「3R のためのガラス容器自主設計ガイドライン」※¹¹に準じる

3Rのためのガラス容器自主設計ガイドライン					
制定 2007年9月 改訂 2014年11月					
項目	設計ガイドライン	説明	項目	設計ガイドライン	説明
1	ガラスの組成	ソーダ石灰ガラスとする	7	キャップおよびキャップシール	特に制限を設けない
2	ガラスの色調	色調については、特に限定しない	8	装飾	びんに装飾をつける場合、リサイクル時にびん本体からはずしやすいものが望ましい
3	びんの質量	軽量化を視野に入れながら、安全性を担保する上で必要な質量を確保する	9	エコロジーボトル	カレットを投入時に90%以上利用する
4	びんの形状	形状は特定しない	10	スーパーエコロジーボトル	その他の色のカレットを投入時に90%以上利用する
5	ガラス印刷	特に制限を設けない	11	樹脂カラーコーティング	コーティングを施すびんの色調に制限を設けない
6	ラベル	アルミ箔ラベルは使用しない			コーティング色に制限を設けない

引用元: ガラスびん 3R 促進協議会 HP https://www.glass-3r.jp/3r_suishin/index4.html

2-2-5. <リニューアブル／Renewable>

政府は2019年(令和元年)5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R＋Renewable(持続可能な資源)の基本原則と世界トップレベルの6つの野心的な「マイルストーン」を目指すべき方向性として示しました。

この中でリニューアブルについては2030年までに、適用可能性を勘案した上でプラスチックの再生利用(再生材^{※12}の利用)を倍増することと、導入可能性を高めつつバイオマスプラスチック^{※13}を最大限(約200万トン)導入することを目指し、必要な投資やイノベーションの促進を図るとしています。

こうした背景等から、本指針としては下記2項目を設定しました。

2-2-5-1. リサイクル材料使用の推進

① 再生材の使用比率の向上(全材料共通)

PCR (Post-Consumer Recycle), PIR (Post-Industrial-Recycle)を問わず、使用済み材料を再生して作られた再生材の使用比率の向上を推進してください。

2-2-5-2. 再生可能資源への代替の推進

① バイオマスプラスチックの利用(プラスチック)

化石資源由来のプラスチックに代えてバイオマス由来のプラスチックを使用することを検討してください。

なお、従来使用されていた「バイオプラスチック」という用語には、「バイオマスプラスチック」の他、「生分解性プラスチック」も含まれるが、「生分解性プラスチック」は耐久性が求められる容器包装や電気・電子機器、日用品などの用途には不向きであり、また、リサイクルの観点からは、現状では技術・プロセスが未確立でありリサイクルの阻害要因になり得ます。このことから、本指針においては「バイオマスプラスチックの利用」のみをリニューアブルに示すこととしました。

2-2-6. <その他の環境配慮>

2-2-6-1. 【全材料共通】

① 中身を最後まで使い切れる容器の利用

残量を極力少なくし、無駄をなくすことで資源を有効活用することを推進して下さい。

2-2-6-2. 【紙】

① 非木材紙^{※14}や認証紙(例:FSC(森林管理協議会)^{※15}等)の利用

非木材紙や認証紙の利用により、違法伐採などによる環境破壊等を抑止して下さい。

2-2-6-3. 【金属】

① エアゾール製品にガス抜きキャップ^{※16}を装着することにより、収集・処理の安全化と再資源化の推進

エアゾール製品を安全に収集・処理・再資源化するためには最後まで使い切ってから廃棄することが重要です。ガス抜きキャップを装着することで、生活者の適切な廃棄と再資源化の推進を図ってください。

3. 用語説明 (本資料での記載順で掲載)

※1 内容物のコンパクト化による容器材料の削減

中身を濃縮したり、剤形を変えたりすることで、製品を小型化することにより、一回使用量当たりの容器材料重量を削減すること。

※2 直接の容器

化粧品の内容物が直接接触する容器。

※3 化粧品の適正包装規則

化粧品公正取引協議会、化粧品の適正包装規則(昭和 51 年 7 月 9 日公正取引委員会承認)、変更(平成 13 年 3 月 12 日公正取引委員会承認)。

※4 本体容器

内容物を使用する期間中、容器として機能するもの(ボトルとキャップ、ボトルとポンプ、付替え容器+ホルダー+ポンプ、等)。

※5 プラスチック

JIS K 6900 1994 における「プラスチック」の定義。

必須の構成成分として高重合体を含みかつ完成製品への加工のある段階で流れによって形を与え得る材料。

※6 リサイクル識別マークの材質表示

資源有効利用促進法に基づいて指定表示製品と定められた容器包装のうち、プラスチック製容器包装に係る材質等の表示。プラスチック製容器包装について、使用されているプラスチック等の種類を表示することは、法的義務はないが、望ましいこととされている。表示をする場合、材質の記号は、JISK6899-1:2015 (ISO1043-1/:2011) に準拠し複合材質、複合素材については、主要な構成材料を含め、2 つ以上を表記し、主要な材料に下線を付すことが推奨されている。

※7 <https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>

※8 **単一素材化**

製品全体または部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること
分離・分別の容易化: 部品ごとに容易に分離・分別できるようにすること
部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること
使用されている材料の種類を表示を行うこと

参考資料:『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』プラスチック
使用製品設計指針 (<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/seido>)

※9 **複合素材**:異なる複数の素材(プラスチック、紙、アルミニウム等)を組み合
わせて使用し、かつ、容易に分離できない容器包装を指す

※10 **複合材質**:ポリエチレンとポリプロピレンなどの複数の材質のプラスチックか
らなり分離不可能な容器包装を指す。

引用元: 経済産業省 HP 「資源有効利用促進法」容器包装の識別表示 Q&A

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin.info/law/02/faq/answer_14.html

※11 **ガラスのリサイクル基準(ガラスびん 3R 促進協議会)3Rのためのガラス容器自主設計ガイドライン**

ガラスびん3R 促進協議会の定める「3R のためのガラス容器自主設計ガイドライン」(制定 2007 年 9 月、改訂 2014 年 11 月) https://www.glass-3r.jp/3r_suishin/index4.html

※12 **再生材**

使用済みの製品や、製造工程から出る廃棄物を回収し、別の新しい製品の材料や、原料として利用できるように処理した材料。市場回収リサイクル材(PCR: Post-Consumer Recycle)や工場廃材リサイクル材(PIR: Post Industrial Recycle)を指す。

※13 **バイオマスプラスチック**

バイオマス資源を原料として、化学的および／または生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。ISO16620 1 3.1.4 に定義される biobased synthetic polymer を指す(でんぷんや繊維、紙、等をフィラーとして樹脂に混ぜるものは対象としない)。マスバランス認証プラスチックを含む。なお、生分解性を有するものはここでは対象外とする。

※14 **非木材紙**

原料に木材パルプを使用せず、非木材のバガス、ケナフ等の繊維質を主原料にして抄紙した紙。

※15 **FSC(Forest Stewardship Council: 森林管理協議会)**

世界の森林管理のベストプラクティスを規定した自主的な認証制度である。FSC 認証取得者となることで、森林所有者及び管理者が責任ある森林管理を実践していることを証明するという仕組み。

※16 **ガス抜きキャップ**

スプレー缶に装着されている中身のガスを出し切るための機能が備わったキャップ。商品によっては、[ガス抜きキャップ(中身排出機構)][ガス抜きキャップ(残ガス排出用)][ガス抜きキャップ(ボタン)]等の表記を行うものがある。ただし、不燃性ガス製品、充填物が泡状やゲル状の製品及び可燃性ガスを使用している内容量:100 グラム以下の製品、二重構造容器には排出機構のキャップ・ボタン等をつける必要はない。

以上